



2026年2月26日

各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番13号

伯 東 株 式 会 社

代表取締役社長執行役員 宮 下 環

(コード番号 7433 東証プライム市場)

問い合わせ先 執行役員 ESG:経営推進エグゼクティブマネージャー 谷 川 聡一郎

TEL 03 (3225) 8920

ガバナンス体制の変更及び役員報酬制度に関するお知らせ

2026年2月26日開催の当社取締役会決議により、下記のとおりガバナンス体制の変更と役員報酬制度について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的と概要

当社は、2020年6月25日より監査等委員会設置会社に移行いたしておりますが、当社グループを取り巻く環境変化が激しさを増す中、今般、経営に関する意思決定の一層の迅速化とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的として監督と業務執行をより明確に分離したガバナンス体制に変更いたします。また、業務執行に関する決裁権限を見直し、執行側の決裁権限を拡大するとともに、その役割と責任を担う執行役員には業績貢献を反映した役員報酬制度といたします。

2. 委任型執行役員制度の導入について

- ・雇用型執行役員に加えて、委任型の執行役員を創設いたします。
- ・委任型執行役員は取締役の兼任を可能とし、役割に応じた役位を設けます。
- ・委任型執行役員の選解任は、取締役と同様に、指名報酬委員会での審議後、取締役会にて承認します。
- ・委任型執行役員の任期は1年とし、取締役会が決議した基本方針等に従い、業務を執行します。

3. 取締役会決裁項目の見直しについて

- ・取締役会の付議基準を大幅に見直し、執行役員を中心に構成される執行会議体（経営会議）の決裁範囲を拡大します。
- ・決裁範囲の見直しにより、取締役会の役割は経営に関する基本方針等の決定や中長期課題の検討、業務執行に関する監督や指導が中心となり、モニタリング機能の強化を図ります。

4. ガバナンス体制変更後の役員体制

- ・2026年2月26日開示の「役員人事に関するお知らせ」のとおり、本年6月24日開催予定の第74期定時株主総会において取締役の選任が正式に決定される予定です。

- ・株主総会決定後の取締役会は社外取締役の比率を向上させ、過半数が社外取締役となります。（社内取締役4名、社外取締役5名）

5. 役員報酬制度の改定

- ・ガバナンス体制の変更に伴い、委任型執行役員（取締役の兼任を含む）の報酬制度を改定いたします。
- ・業績連動部分の比率を高め、事業計画の達成、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高める制度内容とし、監督と執行、コーポレート機能の運営や事業運営などの役割と責任の違いを踏まえた業績貢献を反映する内容といたします。
- ・中長期の業績連動報酬となる株式報酬には、株主目線での経営を促進する仕組みを取り入れ、具体的な評価項目においても財務的な定量項目に加え、ESG項目を設定し、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が反映される内容といたします。

6. 実施時期

2026年6月24日（同日開催予定の第74期定時株主総会終了時より）

以 上